

### フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割：上場会社固有の開示制度の改善(3)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

32

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

69

(終了ページ / End Page)

79

(発行年 / Year)

1995-07-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003428>

## 〔研究ノート〕

フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割  
— 上場会社に固有の開示制度の改善(3) —

大 下 勇 二

## 目 次

## I はじめに

## II 上場会社に固有の開示制度の発展

1. 上場会社に固有の開示制度の変遷
2. 上場会社に固有の開示制度の発展とその特徴  
(以上第31巻第4号)

## III 上場会社に固有の開示制度と行政機関の役割

1. COBによる情報開示の監督
2. COBによる開示規定の改正案の作成
3. 官報印刷局による開示書類の印刷・公表

## IV 年次情報開示制度の発展とCOBの貢献

1. 1959年開示制度の創設と1965年、1966・67年の改正
2. 1966・67年改正の年次情報開示制度の改善におけるCOBの貢献  
(以上前号)
3. 1983年、1985・86年改正の年次情報開示制度の改善におけるCOBの貢献  
(以上本号)

## 3. 1983年、1985・86年改正の年次情報開示制度の改善におけるCOBの貢献

(1) 1983年、1985・86年改正の年次情報開示制度  
1983年の改正により、年次情報開示制度のフレームワークは次のようになった。

a. 上場会社の定時株主総会前開示義務  
(新設):

- ① 開示主体; 全公式市場上場会社(規模別開示制度の廃止)
- ② 開示期限; 年度終了後4ヶ月以内かつ定時株主総会開催の15日前まで

③ 開示書類; 年次計算書類, 経過年度末保有有価証券明細書, 成果処分案, 年次計算書類附属の連結計算書類(未監査の草案であることを明示)

## ④ 開示媒体; BALO

b. 上場会社の定時株主総会後開示義務:

⑤ 開示主体; 全公式市場上場会社(規模別開示制度の廃止)

⑥ 開示期限; 定時株主総会承認後45日以内

⑦ 開示書類; 承認済年次計算書類(監査証明付), 成果処分決議書, 年次計算書類附属の連結計算書類(監査証明付)

## ⑧ 開示媒体; BALO

c. 上場会社の子会社の開示義務:

⑨ 開示主体; 資本金の50%以上が上場会社により直接・間接に保有され, かつ資産総額が2千万フラン超ないし保有有価証券の棚卸価値もしくは市場価値が2百万フラン超の会社

⑩ 開示期限; 定時株主総会承認後45日以内

⑪ 開示書類; 承認済の年次計算書類, 成果処分決議書, 保有有価証券明細書

⑫ 開示媒体; 法定公告資格のある新聞

以上の開示制度への改正におけるCOBの役割については, 前節で考察したとおりである。

新設の定時株主総会前開示制度と既存の総会後開示制度の開示書類は, 総会前開示書類の保有有価証券明細書を除けば重複する。このため, 総会前開示書類が無修正で総会承認された場合には, 総会後の同一書類の開示が免除され, BALOには既掲載の総会前開示書類への参照の旨を掲載すれば足りる。上場会社の負担を考慮して, 総会前開示と総会後開示を密接に関係づけている。

1983年の改正では, 開示書類として年次計算書類とその附属書類の連結計算書類が規定された。但し, 株主総会前の開示では, 連結計算書類は,

「利用可能な場合 (s'ils sont disponibles)」にこれを公表する義務がある。この点で、総会前の連結計算書類の公表義務は曖昧である。つまり、年度終了後4ヶ月以内までに連結計算書類の作成が間に合わなければ、公表しなくても法的には罰せられない。株主総会後の連結計算書類は、もちろん例外なく開示されなければならない。

年次計算書類は、成果計算書、貸借対照表および注記・附属明細書により構成される。相互に密接な関係を有するこれら三つの計算書を総称して「年次計算書類」と呼ぶ。

さらに、1985・86年の改正では、開示書類に関して変更がみられた。1983年改正の開示制度は、開示書類として連結計算書類を規定したが、これを個別年次計算書類の「附属書類」と位置づけ、あくまでも個別計算書類中心の開示制度であった。

これに対して、1985・86年の改正では、連結計算書類は個別計算書類の附属書類ではなく、これと併置される存在となった。この意味で、1985・86年改正後の年次開示制度は、連結計算書類の開示を重視し、これを個別計算書類と同等に位置づけた個別・連結両計算書類中心の開示制度である。但し、連結計算書類の総会前開示は、依然として、「それが利用可能である場合」という条件つきである。

ところで、年次情報開示に関して、1983年の改正は、1983年4月30日法律(1983年調和化法)と同法律の適用に係る1983年11月29日デクレ(1983年調和化法適用デクレ)によるが、これら法令の施行は、1984年1月1日以降に開始する事業年度からである。

また、1985・86年の改正は、1985年1月3日法律と同法律の適用に係る1986年2月17日デクレによるが、これら法令の施行は、1986年1月1日以降に終了する事業年度からである。

フランス企業の大部分は1月1日～12月31日をしてその事業年度としている。このため、多くの企業において、1983年の改正に係る上記法令の適用は1984年12月31日の決算から、1985・86年の改正に係る法令の適用は1986年12月31日の決算から開始された。

以上の1983年、1985・86年の改正後の年次情報

開示制度に関して、証券取引委員会(COB)の行った監督活動の中心は、前述②と⑥の開示期限の遵守の監督と改善、③と⑦の開示書類における開示内容の監督と改善、である。開示期限遵守と開示内容の監督はCOBの一貫した活動である。

また、COBの開示期限遵守の監督活動が、「期限の遵守性」から「開示の迅速性」へとその重点を移してきたことはすでに指摘した。1983年における定時株主総会前の年次開示制度の創設により、COBの期限遵守に関する監督の中心は「株主総会後開示」から「総会前開示」に移行する。

以下、これらのCOBの監督活動から、どのような問題点が明らかにされ、これら問題点の解決にCOBがいかに取り組んだかを考察したい。

## (2) 新開示制度における開示期限の短縮と開示量の増大の影響

### ① 企業における負担の増大

1983年の改正前においては、年次情報の開示は、「株主総会後45日以内」であった。新開示制度では、これに、「事業年度終了後4ヶ月以内かつ株主総会開催の15日前まで」の開示が新たに加えられた。例えば、1984年12月31日決算の上場会社は、1985年の4月末までに年次情報を開示しなければならない。株主総会開催日に依存して7月～8月中旬に開示が集中した旧制度と比べて、新制度においては開示時期が3ヶ月ほど早められた。

また、新制度においては、個別ベースの年次計算書類、保有有価証券明細書、成果処分案の開示に加えて、さらに連結計算書類も作成が間に合えば開示する義務がある。

1983年の改正で初めてその作成義務が規定された注記・附属明細書については、1983年調和化法適用デクレ第24条の第1項から第24項で、24の記載項目が規定されている。実際のBALOの開示例を見てみると、その情報量は大きく増大している。

さらに、1983年の改正では、年次連結計算書類の開示が義務づけられた。連結計算書類は、個別計算書類と同様に連結ベースの注記・附属明細書を作成しなければならない。前節の第6図表で、1983年の改正前にはすでに3百社以上の上場企業が連結情報を公表していたことを指摘したが、ま

だ、100社以上の上場会社が未公表であった。新制度は、これら会社に対して、未経験で複雑な連結作業を課した。他方、すでに公表してきた企業にとっては、4ヶ月の期間内に作成できるよう作業を急がねばならなかった。

注記・附属明細書を含む個別・連結ベースの「年次計算書類」を4ヶ月以内に作成・公表する義務が、企業側に1983年改正前以上の負担を強いたことは容易に推察できる。開示書類の作成コストの増大は避けられない。

## ② 官報印刷局における負担の増大

開示書類の量が著しく増大することは、官報印刷局にとっても深刻な問題である。前節で明らかにしたように、1983年の改正以前から、株主総会後の開示制度において、特定期間中の官報印刷局への開示書類の殺到とこれを原因とする開示の遅延が重大な問題として認識されていた。この集中緩和の解決策として、COBが総会前開示制度の提案、株主総会の分散化・早期化、BALO以外の伝達媒体の利用の検討等を行ったことは既述のとおりである。

ところが、1983年の改正により、開示書類がさらに増大する。フランス企業は12月31日決算の企業が大部分であるため、4月に記載量の増えた開示書類が官報印刷局に殺到した。また、開示書類の様式の不統一が印刷能率を低下させた。1983年改正前の株主総会後開示制度と同じ問題が生じたのである。

## ③ 開示の遅延

前節「2. 1966・67年改正の年次情報開示制度の改善におけるCOBの貢献」の第5図で示したように、1985年（新規定の実施初年度）における総会前開示の状況は非常に悪い。すなわち、事業年度終了後4ヶ月以内の期限を遵守した企業が11%、期限から1日～15日遅れの企業が7.7%であり、80%以上の企業が株主総会後に開示した。

企業と官報印刷局の双方における作業負担の増大が、開示遅延の原因となったことは容易に推察できる。COBは、1985年における総会前開示を改善するために、上場会社における年次計算書類の作成状況を調査し、その結果、次の問題点を明

らかにした。

- ・注記・附属明細書の作成上の困難
- ・「誠実な概観」の会計思考の導入に伴う会計上の問題
- ・連結計算書類の作成上の困難

である。以下、各問題点について考察する。

## (3) 注記・附属明細書の作成上の困難とCOBによる改善

### ① 注記・附属明細書の内容

注記・附属明細書は、貸借対照表および成果計算書と密接な関係を有し、いわばこれら書類の読者に対する案内役の役割を有する。また、1983年調和化法は、計算書類の「誠実な概観」を実現すべく会計基準から離脱したり、法令規定を越えて必要と判断される情報を提供していく役割を経営者に課したが、その際、これら必要な追加的情報を収容する役割が注記・附属明細書に与えられている。

注記・附属明細書の内容は、1983年調和化法適用テクレ第24条の第1項～第24項で、次のように規定されている。

1. 貸借対照表、成果計算書の諸項目に適用した評価方法
2. 減価償却と引当金の計算方法。税法の適用のために行われたものを区別した範疇別の額
3. 貸借対照表、成果計算書の特定項目に関して、年度比較を妨げる状況。必要ある場合、当該比較の保証を可能にする手段
4. 各種固定資産項目に影響する変動
5. 換算差異の性質、金額、会計処理
6. 再評価の場合の価値計算に用いた方法
7. 債権・債務の区分。1年以内の債権・債務、1年超5年以内の債務、5年超の債務
8. 債務の担保保証の状況
9. 種類別に分類した財務契約額
10. 流動資産のうちの代替性資産に関する貸借対照表の各項目について、貸借対照表の評価額と決算日最終の市場価値に基づく評価額とその差額を記載
11. 第354条と第355条規定の子会社・参加会社一覧表

12. 資本金を構成する株式、会社持分およびその他の有価証券の数と額面金額
13. 受益持分（数、価値、権利）
14. 連結計算書類作成時のすべての会社の一覧表
15. 結合企業に関する金融固定資産、債権・債務、財務費用・収益の記載
16. 年金、退職金および類似の手当に関する契約額
17. 会社役員に対する前払金、貸付金（条件、年度返済額）
18. 役員報酬額
19. 転換社債（数、額面金額、権利）
20. 直接税の臨時成果項目に帰属可能な部分とその他成果項目に帰属可能な部分への振分け
21. 活動部門別、地域別売上高
22. 従業員平均実数の種類別振分け
23. 第2号に規定する税法規定の適用により行われた当期成果に対する影響額とその自己資本に対する影響額
24. 収益または費用に関する税制度上の処理と会計上の処理との間における時間的差異から生じる将来税債務の増加・減少

しかし、上記の第24条の規定は24の記載項目を指示するものの、その具体的な表示様式を示していない。1982年プラン・コンタブル・ジェネラルは、固定資産明細書、償却明細書、引当金明細書、期末債権・債務支払期限明細書、最近5年度における会社の成果、成果処分表、子会社・参加会社一覧表の様式を表示するのみである<sup>(1)</sup>。

1983年の改正前までは、注記・附属明細書は開示書類として規定されていなかった。その意味では、1985年においてBALOで開示された注記・附属明細書の作成作業が、大部分のフランス企業にとって初めての経験であった。

1983年調和化法適用デクレ第24条に24の記載項目が指示されていても、その具体的な表示様式が示されず、しかも、注記・附属明細書は、1983年調和化法によりフランス会計制度に導入された「誠実な概観」の会計思考と密接に関係する。計算書類における前述の注記・附属明細書の役割を企業側で十分理解するためには余りにも時間が足りなかったと見られる。

注記・附属明細書の作成は、当該書類の作成に

関する「作成指針の欠如」「経験不足」、あるいは当該書類の役割の「不理解」等が原因となり、種々の問題を惹起した。それでは、開示された注記・附属明細書の問題点としてどのような点が指摘され、その解決にCOBがいかに取り組んだかを見てみよう。

## ② 注記・附属明細書の全体的問題点とその改善

COBは、1985年において、同年の4月末までにBALOに公表された注記・附属明細書の作成状況を調査した。その結果、注記・附属明細書の全体的問題点として次の三点が挙げられた<sup>(2)</sup>。

- 多くの会社が情報の質の追求を犠牲にして情報の量を優先したこと
- 大部分の会社が税務申告用の書類の標準表を再生し、注記・附属明細書の読みやすさを犠牲にしたこと
- かなりの追加的な公表コストを発生させたことである。すなわち、注記・附属明細書の作成に関して、企業の多くは、当該書類の読者にとっての読みやすさを考慮することなく、税務申告で用いる明細表等をそのまま用いる行動をとったのである。

この結果、1985年開示の注記・附属明細書は、必ずしも必要でない情報を多く含み、このことが当該書類を「読みにくい」ものにするとともに、作成コストを大幅に増大させた。COBは、1985年の実態調査で明らかになった問題点の改善に取り組んだ。

### a. COBによる注記・附属明細書の一般的留意点の公表

まず、注記・附属明細書の作成上の一般的留意点を次のように述べている。

- 1) 計算書類の読者にとって、その有用性が明確でない多くの情報や数値データを注記・附属明細書に記載することは望ましいことではない（COB, *Rapport annuel* 1985, p.45）。
- 2) 余計な情報の除去により、注記・附属明細書を簡潔化し、読みやすさ、迅速性、低コストの達成が可能である（COB, *Rapport annuel* 1985, p.47）。
- 3) 計算書類の読者にとり、その有用性が明確

でない多くの情報や数値データを記載してはならない (COB, *Rapport annuel* 1986, p.55)。

- 4) 数値データがほとんどない場合, 表に代えて重要な数値と適切な文章を用いる (COB, *Bulletin mensuel*, n° 180 avril 1985, p.5)。

このように, COBは, 注記・附属明細書の情報の「有用性」を強調し, 有用性の乏しい情報を除去することによって注記・附属明細書の「読みやすさ」, その作成の「迅速化」と「低コスト化」が達成できることを企業担当者に訴えた。

b. 国家会計審議会勧告の一般的作成指針の遵守の要請

また, COBは, 国家会計審議会 (CNC) が COBと協議して1986年1月21日に勧告した注記・附属明細書の一般的作成指針を月報ないし年報で公表し, 企業担当者による当該勧告の遵守を要請した。

CNCの勧告は, 注記・附属明細書の開示初年度において非常に過度な負担を企業に強いていること, そのため, 注記・附属明細書の作成作業の負担を大きく軽減する必要があることを強調して, 一般的作成指針を勧告した。その要点を挙げれば次のとおりである<sup>13)</sup>。

- 1) 企業経営者と職業会計人に対する勧告; 注記・附属明細書収容の情報の妥当性はその量よりも質に関係するので, 注記・附属明細書の提供する情報を可能な限り簡素化すること
- 2) 注記・附属明細書において, 立法者が意味のない情報の提供を企業に求める意図を持っていないことを考慮し, 注記・附属明細書に関する法規定・規則は重要性の原則に照らして解釈しなければならないこと
- 3) BALOでの公表について, 1985年9月27日デクレ (第85—1034号) 規定の割引料金の適用を望む企業に対して, COBと一致してBALO開示用の標準様式表を提案すること

以上のCNC公表の一般的作成指針は, 情報の量より質を重視し, 「重要性の原則」を強調して注記・附属明細書の簡素化を勧告した点で, 前述のCOBの一般的留意点と軌を一にする。

1985年9月27日デクレ規定の措置は, 注記・附属明細書を標準様式で作成した場合, 官報印刷局の印刷にあたって割引料金の適用を受けることが

可能となる<sup>14)</sup>。CNCは, COBと協議して, 使用頻度の高い5つの項目についてBALO開示用の標準様式を定めた<sup>15)</sup>。固定資産, 減価償却, 引当金, 債権・債務の支払期限, 子会社・参加会社に関する項目がこれである。当該標準表の使用は企業の任意である。また, 重要な数値と数行の説明をこれら表に代えて用いることも可能とされる。

c. 注記・附属明細書の標準表の利用に関するCOBの一般指針の公表

さらに, COBは, 1986年1月に, CNCの上記一般的指針の公表と歩調を合わせて, 注記・附属明細書の標準表の利用に関する一般的指針を作成し, 勧告した。これを要約すれば, 以下のような標準表の利用指針が提示された<sup>16)</sup>。

- 1) 5項目の標準表の中から各企業にとって必要なものを選択する。また, 標準表記載の見出しのない項目は最大公約数的なもので, 各企業はそこから必要なものを選択する。その際, 非常に重要な項目だけを10億フラン単位で表示する。注記・附属明細書の各表の金額と貸借対照表の各記載金額との連絡を確保するために, 表に「その他」の項目を設けることができる。その場合, 適切な注釈が必要である。
- 2) 公表数値が小さく, 表の重要性がない場合, 表ではなく数行の文章で情報を提供する。
- 3) 企業の活動が複雑である場合, あるいは企業の状況が特殊である場合, 当該会社固有の様式の表を考案する。

さらに, COBは, 以上の三点に加えて, 次の点に留意すべきことを表明した。

- 4) 1983年調和化法適用デクレ第24条規定の24項目の記載順序は, すべての企業に共通する情報を順次分類する必要性から単に並べただけであって, 特別な意味を持つものではない。
- 5) 1983年調和化法適用デクレ規定の注記・附属明細書において, 記載義務のある情報は会社の財政状態と経営成績の理解にとって重要性を有する情報である。

このように, COBは, 各表の標準様式を用いるに際して, 項目の数値ないし性質の重要性を考慮して注記・附属明細書収容の各表をできる限り簡素化すること, 表を用いず文章による説明が望

ましい場合のあること、必要な場合には各企業の活動ないし状況を考慮して標準様式によらない企業固有の様式を考案できること等を内容とするBALO開示用の標準表の利用指針を公表した。

### ③ 注記・附属明細書の個別的問題点とその改善

COBは、注記・附属明細書の全体的問題点に対する一般的指針を公表する一方、1985年5月に、同年4月末までの開示実態を調査して注記・附属明細書の記載項目個々の問題点を明らかにし、当該問題点の解決のための作成指針を公表した。これを要約すれば、以下の6項目に関して作成上の問題点と解決策が提示された<sup>7)</sup>。

#### 1) 減価償却に関する情報

COBは、注記・附属明細書の最大の問題点として、減価償却に関する情報を挙げた。例えば、「実施された減価償却は、事業活動を考慮して経済的に正当化される減価償却に相当する」型のフレーズは、この中に「税務上認められる逓減償却が経済的減価償却を意味する」ことを示すケースのあることから、読者にとって十分な情報を提供しない。税法規定が最大償却限度額を定め、投資刺激の配慮から政府の経済政策により変更される可能性があるからである。

COBは、税法上の減価償却が償却資産原価の時間的配賦を事前に測定するのには役立たないこと、商法典の規定する減価償却は税法上の償却計算と一致しないこと、を強調する。会計上の経営費用として計上される減価償却費は、会計原則に従った償却計画に基づいて確定されることが必要であり、「資産使用時の減価償却計画の確定方法」と「例外的な減価償却費の性質」を注記・附属明細書で明確にすることが必要とされたのである。

従来から多くのフランス企業においては、税法上の減価償却計算がそのまま会計上の償却計算として用いられてきたが、COBは、会計上の償却計算から税法の影響を排除すべきこと、もし税法上の特別措置等の適用を受けている場合には、その情報を注記・附属明細書に記載すべきことを作成指針として提示したのである。

情報ノート提出予定の会社は、当該情報に関して追加的情報を提供するか、次年度以降で修正す

る旨をCOBに約束させられた。

#### 2) 投資有価証券の評価と減価の方法に関する情報

証券の各範疇ごとにその棚卸価値の算定基準を表示していない会社の多いこと、棚卸価値は証券の流入時の購入原価に基づいて評価し各証券の使用価値によってはならないこと、がCOBにより指摘された。また、取得後の再評価時の評価基準については、1976年～1979年の法定再評価時にCOB、CNC、専門会計士・認許会計士協会(OECCA)、全国会計監査役協会(CNCC)の公表した指針を考慮しなければならない。

#### 3) 年金および類似の手当に関する情報

従業員に対する契約額を記載していない点が指摘された。当該金額の算定には技術的な困難が伴うが、COBは、情報ノート提出予定の企業には当該情報の記載義務のあることを指摘した。

#### 4) 取締役と監査役の報酬に関する情報

役員報酬に関する情報が各社不統一かつ不完全であることが指摘された。1966年商社会法第118条の規定する取締役会方式の株式会社の場合、役員報酬は取締役会と監査役会の各々の全体報酬額である。但し、取締役が一人の場合、例外的に監査役会の総額と一緒に表示できる。理事会方式の株式会社においては、理事会だけの報酬を表示しなければならない。

#### 5) 標準様式の項目の選択

注記・附属明細書の標準様式で示される項目は、最大公約数的な性質を有する。COBは、各企業の担当者がその活動の性質に最も適合する枠組みを前もって検討することの必要性を指摘する。

#### 6) 注記・附属明細書の監査

注記・附属明細書は、成果計算書および貸借対照表とともに会計監査役の監査を受け、その旨を明記する必要性が強調された。監査報告書において、会計監査役により「本報告書に2頁にわたって添付されている年次計算書類を証明する」と記述するケースがあるが、当該個所には貸借対照表と成果計算書だけしか記載しておらず、注記・附属明細書が監査を受けたかどうか不明な場合が見られたのである。

以上、1985年～1986年の2年間に、注記・附属明細書の作成に関して、CNCの一般的指針、

BALO 開示用の標準表、COB の一般的留意点、標準表の利用指針および個別問題に対する指針、が公表された。これら指針は、情報の「量」よりも「質」を重視し、その質を改善するために情報の「有用性」と「重要性」を強調する。また、標準表の利用においては、個々の企業特有の活動や状況を考慮して、企業固有の注記・附属明細書の各表の作成を勧告した。

これら一連の指針は、「誠実な概観」の会計思考および注記・附属明細書の理解とその実践定着の観点から重要な役割を有するものと見られる。他方、これらは、COB の情報ノート監督権限に基づいて一定の効力を生み、注記・附属明細書の作成負担の軽減、その簡素化、読みやすさ、その作成の迅速化、コスト低減に貢献したものと見られる。

COB は、1986年の年報において、上場会社が COB と CNC の指針に基づいて注記・附属明細書の質を改善し、公表コストを削減できたことを明らかにしている<sup>(9)</sup>。

#### (4) 「誠実な概観」の導入に伴う問題と COB による改善

① 計算規定の新旧移行による成果の大幅な変動  
旧計算規定から新规定への移行において、会計上の最大の問題は、新规定の実施に伴う大幅な企業利益の減少の問題である。新制度においては、それまで未計上だった費用を新たに計上することが必要となり、これにより企業利益の大幅な減少が予想された。しかし、当該減少は、単に計算のルールの変更によるものであり、現実の企業収益力の低下を反映したものではない。この点に情報利用者の判断を誤らせる危険性があると考えられたのである。

1986年の COB の月報には、1980年当時「誠実な概観」の会計思考のフランス会計制度への導入を前にして、その影響に不安を抱いた会計監査人から COB に寄せられた質問が掲載されている。興味深いのでここで紹介する<sup>(9)</sup>。

質問：会計法案に含まれる誠実な概観の適用に際して、COB はどのような立場をとるのか。移行規定を定めることはできないのか。

返答：誠実な概観の実施は、多くのケースで、現在考慮されていない費用の考慮により、成果の著しい減少を引き起こすでしょう。この成果の減少は、必ずしも当該会社の収益性の低下を表すものではなく、成果の変動に関して計算書類の利用者の判断を誤らせる可能性があります。

この質疑応答から、新会計規則への移行に伴い、新たに計上される費用があり、これが移行時の企業収益を大きく低下させる可能性のあったことが窺える。

1983年調和化法は、年次計算書類が「企業の財産、財務状況および成果につき誠実な概観 (image fidèle) を与えなければならない」ことを規定したが、当該法律は、新会計規則への移行措置を規定しなかった。

計算規定の新旧移行に伴う企業利益の減少に関連して、二つの項目の会計処理が重要な問題となった。「法定再評価による暖簾」と「年金および類似の債務に対する引当金」の取扱いがこれである。

EC 第 4 号指令は、「有償取得の暖簾」以外の計上を禁じているが、フランスには1976年の法定再評価により計上された「自家創設の暖簾」があり、この取扱いが問題となった。また、同指令を受けて改正された新会計規定により、年金、退職手当および類似の手当に関して、従業員との契約額を引当計上する義務が生じたが、当該費用は年度利益をはるかに上回ることが予想された。

COB は、この移行問題について、多くの企業から問い合わせを受け、1986年2月の月報において解決策を検討した。まず、次の3つの解決策が考えられた<sup>(10)</sup>。

- 1) 追加的な費用を数年度に配分して計上する。
- 2) 「誠実な概観」の概念の適用から生ずるこの影響を方法の変更と見なし、旧法と新法に従って異なる二つの財務的状況を示す計算書類を作成する。
- 3) 「誠実な概観」の適用初年度に生ずる追加的な費用を純資産項目に直接負担させる。
  - 1) の方法は、配分期間の決定に主観的要素が介入する危険性がある。
  - 2) の方法は成果の減少が避けられず、場合によっては会社の配当政策を混乱させる危険性がある。
  - 3) の方法は、1973年に有給休暇引当金のケー



スで国家会計審議会（CNC）が採用した方法であるが、費用を成果勘定の借方に計上しない点に難点がある。当該処理は商法典の原則に反する。

以下、COBがこれら移行問題をいかに解決したかを見てみよう。

### ② 法定再評価の暖簾の取扱いとCOBの指針

法定再評価の暖簾の取扱いにおいて、COBが採用した方法は上記3)の純資産に直接負担させる方法である。1976年12月31日の法定再評価の結果、暖簾を計上した企業が見られた。当該暖簾は有償取得の暖簾ではなく、EC第4号指令の国内化に係る1983年の改正で違法なものとなった。

COBは、当該暖簾が借方計上された際、その相手貸方勘定として「再評価積立金」が自己資本に計上されたことを勘案して、再評価暖簾を貸方の再評価積立金から直接控除する処理を勧告した。再評価積立金を資本金に組み入れている場合には、再評価後の増資から生じた発行プレミアムに負担させることを提案した<sup>(13)</sup>。COBは、当該暖簾の消去を情報ノートの「証明（visa）」付与の条件とした。

### ③ 年金、退職金および類似の債務に対する引当金の取扱いとCOBの指針

まず、1983年調和化法適用デクレ第24条の16.で、年金、退職金および類似の手当に関する契約額を注記・附属明細書に記載する義務が規定された。その後、従来禁止されていた当該契約額の引当經理が1985年7月11日法律により認められた。

同法律により改正された商法典第9条の第3項によれば、企業は、年金、退職金および類似の手当に関する契約額を注記・附属明細書に記載する一方、引当金の形で、これら契約額の全部ないし一部をB/Sに記載することを決定できる。

この規定により、退職契約金を引当計上した場合、年度利益をはるかに上回る繰入費用の発生する会社がでてきた。COBは、このような企業から次のような問い合わせを受けたのである<sup>(14)</sup>。

一過去の遺産であるこれら契約額を過去の活動の遺産である利用可能な積立金から控除できないか。

一積立金から控除できないので、引当金の設定を

数年度にわたってできないか。

この問題に関しては、OECCAが、1979年～1984年に徹底した研究を行い、1984年12月5日に勧告書として公表している。この勧告は、1980年のCOB年報で表明された立場と一致している。COBは、次の二つの方法が可能であることを問い合わせ企業に対して解答した<sup>(15)</sup>。

1) 一回だけ、自己資本から控除する方法。

2) 次期以降の成果勘定に繰り延べ計上する方法である。1)の方法は、法定再評価の暖簾の解決策と同様である。2)の方法では、考慮する期間を従業員の平均残存期間に一致することが必要とされた。また、すでに退職が認められた従業員に対する契約額は、必ず全額引き当てる必要がある。

以上、新規定への移行に伴い、企業利益の大幅な減少が予想された。この減少が収益性を反映したものでなく、それゆえ当該情報の開示が利害関係者の判断を誤らせる危険性を考慮して、COBは企業の指導にあたった。企業利益の大幅な減少に関連するものとして、二つの項目の会計処理上の取扱いが問題となった。示された解決策は、法規定に移行措置のない点を補ったが、あくまでも一時的に認められた取扱いであった。費用処理の原則は、費用をあくまでも成果計算書の借方に計上しなければならない。

### (5) 連結計算書類の作成上の困難とCOBによる改善

#### ① 連結計算書類の開示状況の調査

連結計算書類に関する最大の問題は、総会前開示制度において、事業年度終了後4ヶ月以内に連結計算書類を公表できない点にある。

既述のとおり、法規定は、連結計算書類が「利用可能な場合」、これを開示する義務を課している。つまり、上場企業は、当該書類の作成が間に合わなければ、これを事業年度終了後4ヶ月以内に開示できなくとも、法律違反とならないのである。

COBの調査によれば、1986年の株主総会前に連結計算書類をBALOで公表した上場会社は約50社、そのうち事業年度終了後4ヶ月以内に公表した会社は非常にわずかであった<sup>(16)</sup>。さらに、

1987年においては、総会前公表会社が約160社、その内年度終了後4ヶ月以内の公表会社はわずか33社にすぎなかった<sup>(15)</sup>。

## ② 連結・個別計算書類の同時公表の推進

COBは、1986年に、事業年度終了後4ヶ月以内に連結と個別の計算書類を同時に公表すべきことを次のように勧告した。

「個別に遅れて連結を公表する時、株主や投資者から意志決定に必要な情報が奪われる。連結の数値が個別と大きく異なる時には市場の攪乱要因となる。市場の透明性の確保のためには、連結と個別の同時公表が必要である。」(COB「連結計算書類の公表と活動・成果表および半期報告書の連結形式による公表の加速化のための勧告」月報、1986年8月-9月第195号 p. 8)。

COBは、連結と個別の計算書類の同時公表を達成すべく、連結計算書類の公表遅延の原因を解明し、これら問題の解決に取り組んだ。

## ③ 公表遅延の原因の解明

COBは、実態調査に基づいて連結計算書類の公表遅延の会社を3つに分類した<sup>(16)</sup>。すなわち、

- 1) 種々の理由で期限内に公表できなかった会社
- 2) 計算書類が期限内に出来上がっていたにもかかわらず、説明のつかない理由で、定められた期限内に公表しなかった会社
- 3) 4月中に印刷局に送付したにもかかわらず、期限内にBALOに掲載されなかった会社

である。1)の原因は、主として連結計算書類の作成過程に関わっている。COBは、この問題に対して、1986年9月30日に「連結計算書類の公表と活動・成果表および半期報告書の連結形式による公表の加速化のための勧告」を公表し、連結計算書類作成の迅速化のための提言を行った。

2)の原因は官報印刷局への送付時期に関わっている。COBは、この問題に対して、1987年11月24日公表の「連結計算書類の公表の加速化を目的とする勧告」の中で指針を提示し、連結計算書類送付の迅速化を図った。

3)の原因は官報印刷局への書類の殺到の問題に関わっている。COBの調査によれば、遅延企

業の中でこの原因で公表が遅れた企業が最も多かった。BALOでの開示制度において、一定期間中の開示書類の官報印刷局への殺到と当該印刷局の処理能力の問題は、従来から重要な問題として指摘されてきたところである。COBは、この問題に対して、1987年11月24日に「連結計算書類の公表の加速化を目的とする勧告」を公表し、公表手段の多様化を提言した。

## ④ 連結計算書類作成の迅速化

COBは、1986年9月30日公表の「連結計算書類の公表と活動・成果表および半期報告書の連結形式による公表の加速化のための勧告」の中で、連結計算書類作成上の問題点として4点を挙げ、その解決策を提示している<sup>(17)</sup>。

- 1) 連結計算書類作成のために企業グループ内に設置した管理・会計手続の不十分性

COBは、連結計算書類作成のために企業グループ内に設置した管理・会計手続が不十分であると指摘し、親子会社間で書類の標準化、会計方法等計算のルールの調和化の必要性を強調した。これにより、連結時の再処理が最小限に抑えられ、子会社からのデータの集計を迅速化することが可能となる。

- 2) 連結計算書類の作成に対する個別計算書類の作成の優先性

COBは、フランス企業において連結計算書類の作成より個別計算書類の作成を優先する傾向があることを指摘し、グループレベルでの会計組織を、連結と個別の計算書類の同時作成が可能となるよう整備することを勧告した。個別計算書類は、各企業レベルで追加的な最小限の再処理を行って会社法と税法の規定に適合させる。また、半期連結情報の作成が年次連結計算書類の作成を迅速化するとして、半期連結情報の公表の必要性を訴えた。

- 3) 情報の迅速性に対する情報の正確性・安全性の優先性

COBは、フランス企業の会計実践において情報の迅速性より情報の正確性や安全性を重視する傾向があり、これが計算書類の迅速な公表の障害となっていると指摘した。情報の迅速性が正確性・安全性と同様に重視され、同一水準の信頼性を有

する連結と個別の計算書類が同時に公表されることが必要である。COBは、グループ内で連結データを年に何回か作成することが、情報の迅速性と信頼性を高めることになると指摘した。

#### 4) 会計監査役の監査

COBは、同一水準の信頼性を有する連結と個別の計算書類を年度終了後4ヶ月以内に同時に公表することを上場会社に勧告する。但し、連結計算書類は、場合により、会計監査の完了を待たないでこれを公表することができる。通常、連結計算書類を理事会に提出する時点で、連結計算書類の監査の主要部分は終わっていると考えられるからである。また、法規定は、会計監査が未了で監査報告書がまだ作成されていなくとも、草案であることを明示して開示すべきことを定めている。

#### ⑤ 連結計算書類送付の迅速化

COBは、連結計算書類が利用可能であるにもかかわらず理由なく期限末を待つ企業に対して、1987年11月24日に「連結計算書類の公表の加速化を目的とする勧告」を公表し、その中で「利用可能」の意味を示し、連結計算書類送付の迅速化の重要性を訴えた<sup>(18)</sup>。

COBによれば、連結計算書類はそれが「利用可能となった時」から直ちに官報印刷局へ送付されねばならない。この場合、COBは、「利用可能となる時」を、「理事会が連結計算書類を審議し、会計監査役が反対しない時」と解釈する。一般に、理事会に連結計算書類を提出する際には、監査の主要部分が終了しており、もし理事会で会計監査役により問題点が指摘されてもその時点で計算書類が訂正されるのが一般的であるので、会計監査役の報告書の作成を待つことなく上述の時点で官報印刷局に送付できると考える。

#### ⑥ 連結計算書類の公表手段の多様化

特定期間中、官報印刷局に開示書類が殺到するという問題は、従来から上場会社に固有の開示制度が抱えてきた問題であった。当該問題は、個別計算書類に加えて連結計算書類の開示義務づけにより一層深刻となった。

COBは、官報印刷局における印刷作業の遅れを考慮して、1987年11月24日公表の「連結計算書

類の公表の加速化を目的とする勧告」の中で、連結計算書類の官報印刷局への送付と同時に、BALO以外の公表手段を利用した連結情報の開示を勧告した<sup>(19)</sup>。

##### 1) 連結計算書類の本社での開示

COBは、理事会による審議の後に、連結計算書類を、一定期間、本社で一般公衆の利用に委ねることを上場会社に勧告した。利用期間は、全国日刊紙上で知らせる。

##### 2) 連結計算書類の直接送付

COBは、請求者に連結計算書類を直接送付することを勧告した。この場合の送付費用は請求者の負担とされた。

##### 3) 連結情報とその注釈を内容とするコミュニケーションの公表

COBは、理事会による連結計算書類の審議後、最初の相場の立会いまでに、当該書類の重要部分とその適切な注釈を内容とするコミュニケーションを公表することを上場会社に対して勧告した。このコミュニケーションには、本社における連結計算書類の閲覧期間の公告も含まれる。

また、当該コミュニケーションと官報印刷局への送付書類は、COBにも送付することが求められる。

このように、COBは、株主・投資者の意思決定に有用な情報を提供するという観点から、連結計算書類公表の迅速化を目的とする二つの勧告書を公表し、株主総会前開示制度における連結と個別の計算書類の同時公表を推進してきた。当該勧告を遵守しない会社に対しては、COBは、その社名を月報で公表した。1988年8月の月報では、46社の社名が公表されている<sup>(20)</sup>。

なお、連結計算書類の内容と会計監査役の監査については、全国会計監査役協会(CNCC)の審査で問題点が明らかにされた<sup>(21)</sup>。それによれば、連結計算書類の注記・附属明細書に多くの問題点が見られる一方、それについて会計監査役が意見表明していない。

これら問題点は、適用した評価方法、換算方法、減価償却方法の調和化、連結範囲、連結方法ないし範囲の変更の計算書類の最重要項目に対する影響、全部連結会社と第三者との間で締結されたオフ・バランス契約、年金と類似の手当に関する契約、繰延税金の額とその変動額、に見られた。特

に、個別計算書類と異なる評価方法を適用した場合、その旨を注記・附属明細書に明瞭に記載することが望まれる。

COBは、会社幹部に対して改善の努力を要請する一方、会計監査役に対して当該書類が不十分な場合には「限定意見」を表明すべきことを求めた。

以上、1983年、1985・86年改正の年次情報開示制度の改善におけるCOBの貢献を考察した。COBは、年次情報開示の期限遵守と開示内容の監督を通じて、新制度の問題点の改善に取り組んできた。

新開示制度において生じた主要問題は、新計算書類体系の導入に伴う開示量の増大と開示書類の複雑化、株主総会前開示制度の創設による開示期限の短縮化、これらの結果生じた開示の遅延であった。

COBは、年次情報開示の迅速化と連結情報の重視の観点から種々の指針を公表し、特に新設の総会前開示制度において生じた開示遅延の解決に取り組んだ。すなわち、個別・連結計算書類の作成と公表の迅速化および同時公表の推進、注記・附属明細書の開示内容の改善である。また、新計算規定への移行時に予想された「大幅な企業利益の変動」の問題については、「情報利用者の判断を誤らせない」という観点から当該問題に取り組んだ。「株主・投資者への有用な情報の提供」という考えを基礎としたこれらCOBの活動は、上場会社に固有の年次情報開示制度の改善に重要な貢献をなしてきたものと見られる。

[ 未完 ]

[ 注記 ]

- (1) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1982, pp. II.77 - II.85.  
(中村宣一郎, 森川八洲男, 野村健太郎, 高尾裕二, 大下勇二訳『フランス会計原則』同文館1984年, 141-146頁) 参照。
- (2) COB, *Rapport annuel 1985*, p.45.
- (3) COB, *Rapport annuel 1986*, p.56.
- (4) 一行につき26フランの費用 (COB, Conditions d'établissement de l'annexe des comptes annuels, *bulletin mensuel*, n°188 janvier 1986, p.6).
- (5) COB, *Rapport annuel 1986*, pp.55-56.
- (6) COB, Conditions d'établissement de l'annexe des comptes annuels, *bulletin mensuel*, n° 188 janvier 1986, pp. 6 - 7.
- (7) COB, Conditions d'établissement de l'annexe des comptes annuels, *bulletin mensuel*, n° 181 mai 1985, pp. 5 - 7.
- (8) COB, *Rapport annuel 1986*, p.56.
- (9) COB, Modalités d'établissement des comptes sociaux, *bulletin mensuel* n° 189 février 1986, p. 6.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*
- (12) COB, *op.cit.*, p. 7.
- (13) *Ibid.*
- (14) COB, *Rapport annuel 1986*, p.58.
- (15) COB, *Rapport annuel 1987*, p.151.
- (16) COB, *Rapport annuel 1987*, p.152.
- (17) COB, Recommandation en vue de l'accélération de la publication des comptes consolidés annuels et de la publication sous forme consolidée du tableau d'activité et de résultats et du rapport semestriels, *bulletin mensuel*, n° 195 août-septembre 1986, p. 9.
- (18) COB, Recommandation n°87-02 en vue de l'accélération de la publication des comptes annuels consolidés, *bulletin mensuel*, n° 208 novembre 1987, p. 7.
- (19) *Ibid.*
- (20) COB, Application de la recommandation de la COB n° 87-02 concernant la publication des comptes annuels consolidés, *bulletin mensuel*, n° 216 août 1988, pp.16-17.
- (21) COB, Conditions d'établissement des comptes consolidés, *bulletin mensuel*, n° 210 janvier 1988, p. 5.